

大阪市下水道経営戦略等検討懇談会開催要綱

(目的)

第1条 大阪市下水道事業は、事業収入が減少傾向にあり、老朽施設が増加するなど非常に厳しい経営環境にある中で、質の高い下水道サービスを将来にわたって継続的に提供していくため、経営形態の見直しの実施を行い、また、「大阪市下水道経営戦略」を策定しているところである。これらの取り組みを行うにあたり、外部有識者に幅広い見地から意見等を聴取することで、より効率的で効果的な経営戦略の検討を行うため、大阪市下水道経営戦略等検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 下水道事業経営戦略の内容に関する事
- (2) 下水道事業の経営に関する事

(懇談会の委員)

第3条 懇談会の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、本市が特に定める事項について守秘義務を負うこととする。

(座長)

第4条 懇談会の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、施行日から令和3年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、建設局下水道部調整課が担う。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会において定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。